

労働者協同組合法について

生活との調和を保ちつつ、意欲・能力に応じて就労する機会が必ずしも十分に確保されていない現状等

法整備

労働者協同組合

組合員が**出資**し、それぞれの**意見を反映**して組合の事業が行われ、**組合員自らが事業に従事**することを《**基本原理**》とする組織

組合を通じて

多様な就労の機会の創出

地域における多様な需要に応じた事業の実施

そして

持続可能で活力ある地域社会の実現

【事業の具体例】

- 介護・福祉関連（訪問介護等）
- 子育て関連（学童保育等）
- 地域づくり関連（農産物加工品直売所等の拠点整備、総合建物管理等）
- 若者・困窮者支援（自立支援等）

1 法制化の必要性

- 持続可能で活力ある地域社会を実現するため、
出資・意見反映・労働が一体となった組織であって、地域に貢献し、地域課題を解決するための非営利の法人を、簡便に設立できる制度が求められている。
- 現行法上、このような性質を備えた法人形態は存在しないため、新たな法人形態を法制化する必要がある。

| | 企業組合 | NPO法人 | 労働者協同組合 |
|----|------|-------|---------|
| 出資 | ○ | × | ○ |
| 設立 | 認可主義 | 認証主義 | 準則主義 |

2 労働者協同組合法のポイント

- 組合の基本原理に基づき、組合員は、加入に際し出資をし、組合の事業に従事する者とする。
- 出資配当は認めない（非営利性）。剰余金の配当は、従事分量による。
- 組合は、組合員と労働契約を締結する（組合による労働法規の遵守）。
- その他、定款、役員等（理事、監事・組合員監査会）、総会、行政庁による監督、企業組合又はNPO法人からの組織変更、検討条項（施行後5年）等に関する規定を置く。